



医療費の返還について

資格喪失後はこれまでの組合員資格で 保険診療を受けられません!



資格喪失後も資格確認書（有効期限内のもの）等を返却せず使用したり、マイナ保険証の資格情報が切り替わる前に医療機関を受診した場合、公立学校共済組合が負担したその分の医療費を返還する必要があります。

資格喪失後に医療機関を受診する際は注意!

資格喪失後は資格確認書を絶対に使用しないでください。また、マイナ保険証を使用する場合は、保険者が変更となった旨、医療機関の窓口でお伝えください。

万が一、誤って使用した場合の返還金額は、窓口負担額よりも大幅に高額（医療費総額の7～8割）となり、とても大きな負担となります。

返還金が100万円超のケースも!



医療費の返還請求はいつごろ届くの?

資格喪失手順の完了から約6か月後を目安に、所属所を通じて組合員宛てに通知します。

医療費を返還した後の流れは?

公立共済へ医療費を返還した後、その期間に加入している保険者へ療養費などの請求を行ってください。
なお、受診から2年の請求時効がありますので、早めの請求手続きが必要です。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当



03-5320-6827